

「プラチナ出会い応援団」登録基準

1 基本事項

- (1) あいち結婚サポート事業実施要綱に掲げる取組を適切に実施でき、過去に婚活イベント等の開催実績があること。
- (2) 「婚活協力団体」団体構成員のみを対象としたイベントを、「プラチナ出会い応援団」登録期間内において年1回以上企画・実施すること。
- (3) 「婚活協力団体」からのイベント企画依頼に対応できること。
- (4) 毎年度、予算を編成し、事業計画のもとに継続的な活動を実施していること。
- (5) 団体の諸規程（定款、寄付行為、規約、会則）が整備されていること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的としたものでないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。
- (8) 本事業の実施において営利を求めないこと。

2 十分かつ適切な情報提供

- (1) 登録を希望する団体の概要（事業者名、代表者名、住所等）や問い合わせ先等が記載されたホームページが開設されているか、またはパンフレット等が常備されていること。
- (2) ホームページ等により利用者向けサービス内容の説明が十分かつ適切に行われていること。

3 苦情等相談体制について

- (1) 苦情などの問い合わせ等に適切に対応できる体制が整備され、その窓口等が利用者に明示されていること。

4 個人情報保護について

- (1) 個人情報保護に関する規定が整備されていること。
- (2) 個人情報保護のための体制（個人情報保護責任者等の配置や個人情報の保管・廃棄方法など）が整備されていること。
- (3) 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）が利用者の知りうる状態にあること。
- (4) 個人情報を取得する場合はその利用目的があらかじめ公表されていること。
- (5) あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供するなど、個人情報の目的外利用をしないこと。
- (6) 個人情報提供者から自己の個人情報の開示や利用目的の開示を求められた際に遅滞なく開示できるようになっていること。
- (7) 個人情報に関する苦情や相談の申出先を公開していること。